

森林国営保険の民間移管に係る検討について

1 これまでの検討状況等

- (1) 平成22年10月の行政刷新会議事業仕分けにおいて、森林保険特別会計については、「廃止（国以外の主体へ移管）（早急に移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持）」との評価結果。
- (2) 林野庁は、学識経験者等による「森林保険制度に関する検討会」を平成23年2月に設置。これまで、損害保険会社からのヒアリング等を実施。第4回検討会（12月8日開催）では、これまでの論点を整理した上で、今後の検討の基本方向を整理。
- (3) 本年1月24日、「特別会計改革の基本方針」が閣議決定され、「森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改正を平成25年度中に行うものとする。」とされたところ。
- (4) 2月20日、損害保険会社等に対し「森林国営保険の民間移管に係る検討に関する説明会」を公開で開催。

2 現状と今後の予定

- (1) 国の関与の方法や実行体制等民間移管に向け検討が必要な具体的事項等について、損害保険会社等と個別に非公開で意見交換を実施中。
- (2) 損害保険会社等の意見を踏まえ、その後、検討会等において検討。

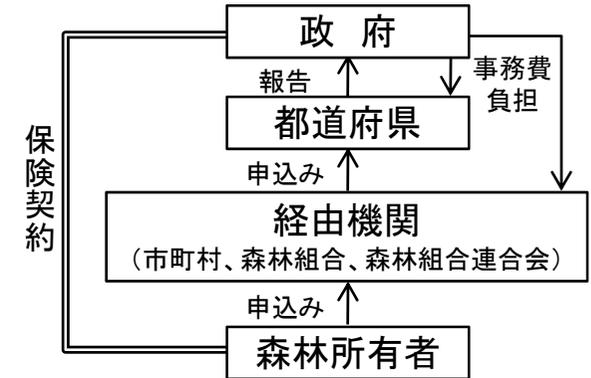
森林国営保険制度の現状

1 制度の概要

創設	昭和12年
保険者	政府
被保険者	森林所有者
対象とする損害	火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災

* 森林について火災以外の気象災等を対象とする民間の保険はなし

運営方法 都道府県に対して、保険証書の作成、損害調査等を委任
市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して、申込、保険料受取等の窓口事務を委任
委任先には加入者からの保険料の一部を事務費として交付(国の財政負担なし)

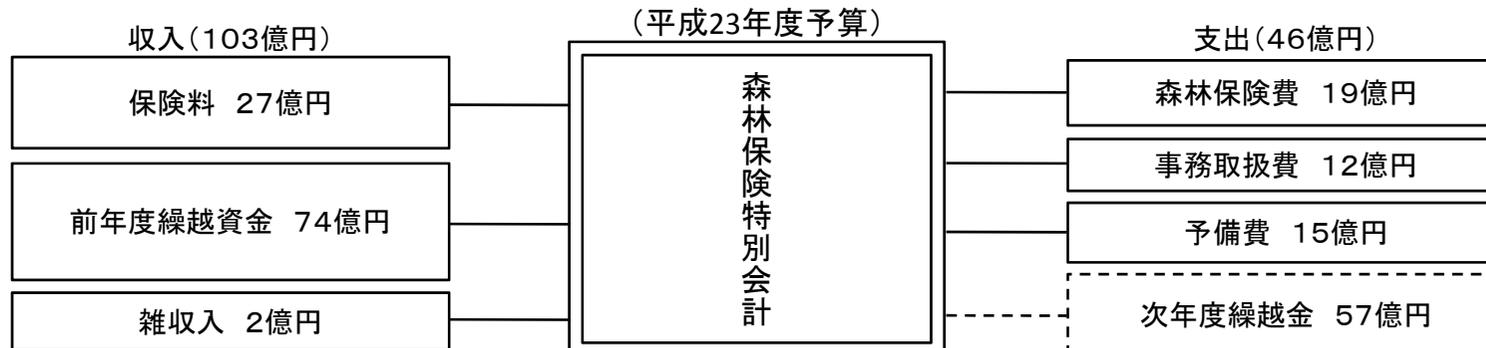


(参考) 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)(抄)
(林業災害による損失の補てん)

第23条 国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

2 経理方法

森林保険特別会計を設置。一般会計からの財政負担はなし。



(注)前年度繰越資金とは、未経過の保険期間に対する保険料として前年度から繰り越される資金等。

3 実績(平成22年度)

加入面積*	1,058千ha
加入率*	13.3%(民有林の人工林面積7,983千haに対する比率)
契約件数*	15万件
保険料収入額	2,418百万円
損害面積	0.6千ha
保険金支払額	456百万円
積立金	17,362百万円
ソルベンシーマージン比率	450%

注: *は平成21年度

森林保険の損害保険会社への移管に向けた取組

損害保険会社との意見交換会等の開催と参入に向けた働きかけ

- 平成22年12月から平成23年2月にかけて、民間保険会社が行う損害保険の考え方、料率の算定方法、リスク評価方法等について、逐次、意見交換を実施。
- 平成23年1月、損害保険会社に対して、森林国営保険の統計(過去の支払い状況等)等を提供し、参入に向けた検討を依頼。2月、金融庁のアドバイスも受け、検討会を設置。

森林保険制度に関する検討会の開催 (H23.2.28設置)

1 目的

森林保険特別会計について、平成22年10月の行政刷新会議事業仕分けの評価結果を受け、損害保険会社の森林保険への参入に当たっての課題を検討し、その対応策を整理する。

2 委員

興梠克久 国立大学法人筑波大学大学院准教授
児島廣隆 全国森林組合連合会常務理事

後藤 元 国立大学法人東京大学大学院准教授
志賀和人 国立大学法人筑波大学大学院教授(座長)

3 検討会の開催状況

- 第1回 平成23年 3月 7日 損害保険会社の森林保険への参入に当たっての課題
* 東日本大震災の発生による損害保険会社の多忙もあり9月末まで検討会は休み
- 第2回 平成23年 9月30日 損害保険会社(7社)からのヒアリング
- 第3回 平成23年10月28日 学識経験者からのヒアリング等
- 第4回 平成23年12月 8日 論点整理と検討の基本方向

【論点整理と検討の基本方向】

- 純保険料の算定方法
- 再保険制度
- 業務実施体制
- マーケット規模

森林国営保険の民間移管に係る検討に関する説明会の開催

- 平成24年2月20日、損害保険会社等に対し、「森林国営保険の民間移管に係る検討に関する説明会」を開催し、更に検討を進める。

事業仕分けの結果、特別会計改革の基本方針(森林保険特別会計)

事業仕分けの結果 (H22.10.29)

枠組みのあり方(主体・区分経理)

廃止(国以外の主体へ移管)(早急に、移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持)

資金のあり方(積立金の取扱い)

積立ての水準を見直し、現在の保険料水準に反映

特別会計改革の基本方針(抄) 平成24年1月24日閣議決定

- ⑪ 森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改革を平成25年度中に行うものとする。